

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱）

| <p>(新) 令和6年度 補助金交付要綱</p>  | <p>(旧) 令和5年度 補助金交付要綱</p>  |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱</b></p> <p>第1条～第20条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月20日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第1号、第3号から第5号まで及び第9号、第13条第4項、第16条、第17条、第19条の規定並びに第12条の2の規定による繰越承認を受けた場合の第13条第1項、第3項及び第4項並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。</p> <p>2 改正前の高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱第4条第1項第2号における移動手段確保支援及び貨客混載推進に係る事業については、改正前の高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱の規定及び様式が、令和2年度の当該事業において必要とされる間、なお効力を有するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> | <p style="text-align: center;"><b>高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱</b></p> <p>第1条～第20条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月20日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第1号、第3号から第5号まで及び第9号、第13条第4項、第16条、第17条、第19条の規定並びに第12条の2の規定による繰越承認を受けた場合の第13条第1項、第3項及び第4項並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。</p> <p>2 改正前の高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱第4条第1項第2号における移動手段確保支援及び貨客混載推進に係る事業については、改正前の高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱の規定及び様式が、令和2年度の当該事業において必要とされる間、なお効力を有するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> |

新旧対照表（高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱）

|  |  |
|--|--|
| <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月21日から施行する。</u></p> <p><u>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</u></p> | <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。</p> <p>2 第6条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</p> |
|--|--|

(新)

別表第1 (第3条、第5条関係)

| 事業区分          | 分類                    | 補助対象経費   | 内容   | 補助事業者  | 事業実施主体  | 補助率  | 市町村等の財政負担                      | 補助限度額                                    |
|---------------|-----------------------|--|--|--|---|--|--------------------------------|--|
| 1 生活用水確保支援事業  |                       | ア 生活用水を確保するための仕組みづくりのための調査・検討に要する経費  | ・整備必要箇所の把握等調査費（開取り調査費、測量製図費、会議費等）  | 市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）  | ・市町村等<br>・3戸以上で給水施設等を運営管理する団体<br>・市町村長が補助の必要があると認める集落（以下「集落」という。）   | 補助対象経費から地元負担金を控除した2分の1以内<br>（災害復旧の場合、補助対象経費から地元負担金を控除した3分の2以内）<br>（注1） | 市町村等の財政負担                      | 1事業当たり3,000万円                            |
|               |                       | イ 給水施設又は水源管理道の整備、補修又は維持管理に要する経費<br>※ただし、補助対象経費100万円以下の小規模な修繕等を除く。                    | ・測量費又は詳細設計費（事前ボーリング調査等を除く。）<br>・新設又は既存施設の更新、改良若しくは修繕（配管、減菌機、ろ過材の交換等）<br>・管理道整備（新設、拡幅、転落防止柵設置等）               |  |   |  |                                | 1事業当たり300万円                              |
|               |                       | ウ 給水施設の維持管理負担の軽減のためのデジタル化に要する経費<br>※ただし、補助対象経費100万円以下の小規模な修繕等を除く。                    | ・給水施設をデジタル技術を活用して遠隔で管理するための仕組みの整備（水位計、流量計、濁度計、カメラ、電磁バルブ等の設置）   |  |   |  |                                | なし                                       |
|               |                       | エ 南海トラフ地震発生時等に、孤立が想定される集落への浄水装置整備に要する経費  | ・浄水装置購入費   |  |   |  |                                | なし                                       |
| 2 生活用品確保等支援事業 | (1) 地域内事業             | ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費<br>生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等 | ・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等）<br>・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等）<br>・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費） | 市町村等   | ・市町村等<br>・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会（以下「NPO法人等」という。）<br>・企業又は個人事業者（以下「企業等」という。）<br>・その他市町村が認める団体等 | 2分の1以内<br>（事業実施主体が企業等の場合3分の1以内）  | 負担を要する<br>（注2）<br>（注3）<br>（注4） | 1事業当たり2,000万円<br>※ただし試行に要する人件費1人当たり100万円 |
|               |                       | イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費<br>生活用品の確保のために必要な車両、店舗設備又は付帯する備品等の購入に要する経費                      | ・車両購入費、店舗設備整備費又は備品購入費  |  |   |  |                                | 1事業当たり300万円                              |
|               |                       | ウ 生活用品を確保するためのデジタル化に要する経費  | ・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等）<br>・試行に要する経費（通信費等）<br>・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費）<br>・店舗設備整備費又は備品購入費       |  |   |  |                                | 1事業当たり300万円                              |
|               | (2) 広域連携事業            | ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費<br>生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等 | ・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等）<br>・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等）<br>・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費） | 市町村及び県で構成された協議会等（以下「協議会等」という。）で承認された次に掲げる者又は団体<br>・NPO法人等<br>・企業等<br>・その他協議会等が認める団体等 | 同左  | 3分の2以内   | 負担を要する<br>（注5）                 | 1事業当たり5,000万円<br>※ただし試行に要する人件費1人当たり100万円 |
|               |                       | イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費<br>生活用品の確保のために必要な車両及び付帯する備品等の購入に要する経費                           | ・車両購入費及び備品購入費  | 1事業当たり5,000万円<br>※ただし試行に要する人件費1人当たり100万円   |   |  |                                |  |
|               | 3 その他特に知事が必要であると認める事業 |  | 地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要であると認める経費  |  | 市町村等  | 市町村等、地域団体、任意団体又は集落   | 2分の1以内                         | 負担を要する<br>（注6）                           |

- (注) 1 災害復旧の適応範囲については以下の要件を満たすものとする。  
・自然災害により市町村以外が所有する施設が被災し、当該施設の機能が損なわれたと知事が認めるもの。なお、自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。  
・「豪雨」及び「洪水」については、原則として、被災地区の雨量観測計において、最大24時間雨量が80mm以上又は時間雨量が20mm以上であること。ただし、被災の状況を鑑み、自然災害による被災であると知事が特に認める場合はこの限りでない。
- 2 補助事業者の負担割合については、特に定めない。
- 3 企業等が事業実施主体となる場合は、補助事業者は3分の1の財政負担を要するものとする（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）。
- 4 事業の実施箇所が複数市町村にまたがる場合は、事業実施箇所にある全ての市町村の負担を要するものとする。
- 5 協議会等で定めるところにより、財政負担を要するものとする。
- 6 知事が特に認める場合はこの限りでない。

(旧)

別表第1 (第3条、第5条関係)

| 事業区分                  | 分類         | 補助対象経費   | 内容   | 補助事業者  | 事業実施主体  | 補助率  | 市町村等の財政負担                  | 補助限度額                                    |
|-----------------------|------------|--|--|--|---|--|----------------------------|--|
| 1 生活用水確保支援事業          |            | ア 生活用水を確保するための仕組みづくりのための調査・検討に要する経費  | ・整備必要箇所の把握等調査費（開取り調査費、測量製図費、会議費等）  | 市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）  | ・市町村等<br>・3戸以上で給水施設等を運営管理する団体<br>・市町村長が補助の必要があると認める集落（以下「集落」という。）   | 補助対象経費から地元負担金を控除した2分の1以内<br>（災害復旧の場合、補助対象経費から地元負担金を控除した3分の2以内）<br>（注1） | 負担を要する（注2）                 | 1事業当たり3,000万円                            |
|                       |            | イ 給水施設又は水源管理道の整備、補修又は維持管理に要する経費<br>※ただし、補助対象経費100万円以下の小規模な修繕等を除く。                    | ・測量費又は詳細設計費（事前ボーリング調査等を除く。）<br>・新設又は既存施設の更新、改良若しくは修繕（配管、減菌機、ろ過材の交換等）<br>・管理道整備（新設、拡幅、転落防止柵設置等）               |  |   |  |                            | 1事業当たり300万円                              |
|                       |            | ウ 給水施設の維持管理負担の軽減のためのデジタル化に要する経費<br>※ただし、補助対象経費100万円以下の小規模な修繕等を除く。                    | ・給水施設をデジタル技術を活用して遠隔で管理するための仕組みの整備（水位計、流量計、濁度計、カメラ、電磁バルブ等の設置）   |  |   |  |                            | なし                                       |
|                       |            | エ 南海トラフ地震発生時等に、孤立が想定される集落への浄水装置整備に要する経費  | ・浄水装置購入費   |  |   |  |                            | なし                                       |
| 2 生活用品確保等支援事業         | (1) 地域内事業  | ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費<br>生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等 | ・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等）<br>・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等）<br>・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費） | 市町村等   | ・市町村等<br>・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会（以下「NPO法人等」という。）<br>・企業又は個人事業者（以下「企業等」という。）<br>・その他市町村が認める団体等 | 2分の1以内<br>（事業実施主体が企業等の場合3分の1以内）  | 負担を要する（注2）<br>（注3）<br>（注4） | 1事業当たり2,000万円<br>※ただし試行に要する人件費1人当たり100万円 |
|                       |            | イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費<br>生活用品の確保のために必要な車両、店舗設備又は付帯する備品等の購入に要する経費                      | ・車両購入費、店舗設備整備費又は備品購入費  |  |   |  |                            | なし                                       |
|                       | (2) 広域連携事業 | ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費<br>生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等 | ・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等）<br>・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等）<br>・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費） | 市町村及び県で構成された協議会等（以下「協議会等」という。）で承認された次に掲げる者又は団体<br>・NPO法人等<br>・企業等<br>・その他協議会等が認める団体等 | 同左  | 3分の2以内   | 負担を要する（注5）                 | 1事業当たり5,000万円<br>※ただし試行に要する人件費1人当たり100万円 |
|                       |            | イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費<br>生活用品の確保のために必要な車両及び付帯する備品等の購入に要する経費                           | ・車両購入費及び備品購入費  | なし   |   |  |                            |  |
| 3 その他特に知事が必要であると認める事業 |            | 地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要であると認める経費  |  | 市町村等   | 市町村等、地域団体、任意団体又は集落  | 2分の1以内   | 負担を要する（注6）                 | なし                                       |

- (注)
- 1 災害復旧の適応範囲については以下の要件を満たすものとする。  
・自然災害により市町村以外が所有する施設が被災し、当該施設の機能が損なわれたと知事が認めるもの。なお、自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。  
・「豪雨」及び「洪水」については、原則として、被災地区の雨量観測計において、最大24時間雨量が80mm以上又は時間雨量が20mm以上であること。ただし、被災の状況を鑑み、自然災害による被災であると知事が特に認める場合はこの限りでない。
  - 2 補助事業者の負担割合については、特に定めない。
  - 3 企業等が事業実施主体となる場合は、補助事業者は3分の1の財政負担を要するものとする（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）。
  - 4 事業の実施箇所が複数市町村にまたがる場合は、事業実施箇所にある全ての市町村の負担を要するものとする。
  - 5 協議会等で定めるところにより、財政負担を要するものとする。
  - 6 知事が特に認める場合はこの限りでない。